

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター 【受付時間】 平日9:00～18:00
0120-400-903

■ 大和高田市役所 こども家庭課 【受付時間】 平日8:30～17:15
0745-22-1101

3. 給付金の支給手続き

■ 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

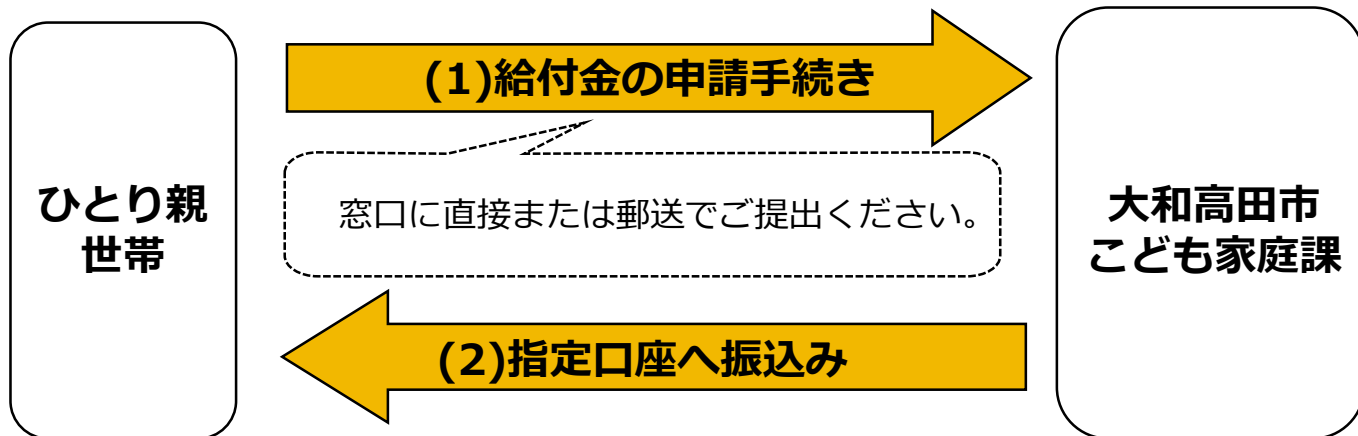
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月11日(火)**、令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振込予定です。

【ご注意ください】以下に該当される方は、令和3年4月30日(金)までに、**大和高田市こども家庭課**へご連絡ください。

- ① 指定の口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある方
- ② 給付金の支給を希望されない方。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに大和高田市こども家庭課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 申請内容を確認後、申請月の翌月に指定口座へ振込予定。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。